町内会・自治会の法人化について

令和８年（2026年）10月

熊本市地域政策課

各区役所総務企画課

目　　次

Ⅰ　認可地縁団体申請

1　「地縁による団体」の法人化とは…… 2
2　認可の対象となる団体…… 2
3　認可要件…… 3
4　認可手続について…… 5
5　申　　請…… 6
6　認　　可…… 7
7　告　　示…… 7
8　台　　帳…… 7

Ⅱ　認可後の地縁団体

1　印鑑登録申請…… 8
2　認可地縁団体証明書の交付…… 8
3　認可地縁団体印鑑登録証明書の交付…… 8
4　告示事項の変更…… 8
5　規約の変更…… 9
6　認可の取消し及び解散…… 9
7　認可団体の事務…… 9
8　留意点…… １０

Ⅲ　申 請 関 係 書 類 作 成 要 領

1　規　　約（作成例）…… １２
2　総会議事録（作成例）…… ２１
3　構成員名簿（作成例）…… ２３
4　就任承諾書（作成例）…… ２４
5　申請書…… ２５
6　規約変更認可申請書…… ２６
7　告示事項変更届出書…… ２７
8　認可地縁団体印鑑登録申請書…… ２８
9　認可地縁団体印鑑登録証明書交付請求書…… ２９
１０　認可地縁団体証明書交付請求書…… ３０

Ⅳ　参　考　資　料

関係法令…… ３１
「地縁による団体」に係る税関係について…… ４１

Ⅰ　認可地縁団体申請

1　「町内会、自治会の法人化」とは

町内会、自治会等のいわゆる「地縁による団体」は、従来から「権利能力のなき社団」として位置づけられ、団体名義で不動産登記や契約の名義人になることができず、自治会長等の個人又は共有の名義を使用する必要がありました。

ところが、こうした個人名義の使用により、個人の財産と団体の財産の混同が生じる場合や、名義人の死亡などにより相続などの複雑な問題が生じる場合がありました。

そこで、地方自治法の定めにより、市長の認可を受けた町内会、自治会等の地縁団体は法人格を取得し、団体名義で不動産登記や契約ができるようになりました。

2　認可の対象となる団体

- **認可の対象となる団体は、町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有するという「つながり」（地縁）に基づいて形成された団体いわゆる自治会、町内会等の団体です。（地縁による団体）**

- **スポーツ同好会のような特定の目的の活動を行う団体、老人会や婦人会のように構成員に年齢、性別等の特定の属性を必要とする団体は、該当しません。**

３　認可要件

認可を受けるためには、次の４つの要件を満たすことが必要です。

【地方自治法第２６０条の２第２項】

(1)　**その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。**

- **「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、地縁による団体が現に行っている活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動を念頭においているものではありません。**
- **活動内容のうち、「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理」を掲げているのは、代表的な内容として例示したものです。**
- **活動内容が、スポーツ活動のみとか、芸術活動のみとかというような特定分野のみである場合は、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは解されません。**
- **「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているか否かは、団体の規約に掲げられている目的により判断します。**
- **「現にその活動を行っていると認められること」は、地縁による団体の活動の実績がわかる書類等（活動実績報告書、事業計画書等）により確認します。**

(2)　**その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。**

- **「区域」は、その地縁による団体の構成員のみならず市内その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。**
- **「区域の表示」は、町・字・地番又は住居表示が考えられます。**
- **この区域は、その地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によります。**
 - **①　「相当の期間」とは、一般的には認可申請を行う地縁による団体が、その区域において安定的に存在していると認められる期間をいいます。**
 - **②　認可の対象となる地縁による団体の区域は、現に存在している地縁による団体の区域の現況によります。決して新たな区域の設定・変更につながるものではありません。**
 - **③　地縁による団体が、客観的にも実質的にも存在しているという実態が権利付与の前提です。**

(3)　**その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。**

- **地縁による団体の構成員は、「区域内に住所を有する自然人たる個人」で、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件はつけられません。**
- **構成員は、「区域内に住所を有する個人」に限られますので、区域外に住所を有する個人は、構成員となることはできません。**
- **構成員は、「区域内に住所を有する自然人たる個人」に限られますが、区域内に住所を有する法人・組合等の団体を、その地縁による団体の意思決定に参加のできない賛助会員とすることはかまいません。**
- **構成員を「世帯」とすることは認められません。**
- **「その相当数の者が現に構成員となっていること」とありますが、「その相当数」とは、その区域の全住民の少なくとも過半数をいいます。**
- **「現に構成員となっていること」は、構成員の住所が記載された名簿により確認します。**

(4) 規約を定めていること。

次に掲げている事項が定められていることが必要です。それ以外の事項を記載されていてもかまいません。
※規約の作成例を、１３頁～２１頁に掲載しておりますので参考にしてください。

① 目　的

- 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。
- 「目的」は地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできる限り具体的に定めてください。

② 名　称

- 団体の名称について地方自治法上の制限はありません。ただし、法令において名称独占規定がある場合は留意する必要があります。また、既存の法人と誤認される恐れのある名称は使用しないでください。

③ 区　域

- 「○○町全域」、○○町○○丁目○番○号から○○町○○丁目○番○号までの区域」という表示が考えられます。

④ 主たる事務所の所在地

- 「地縁による団体」は、事務所を定める必要があります。
- 事務所の所在地がその団体の住所となります。
- 事務所の所在地は、代表者の自宅、集会所に置くのが一般的ですが、団体の唯一の住所として団体内部の連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。
- 集会施設を所在地に指定する場合は、集会施設との協議等を行ってください。
- 市所有の集会施設の場合、指定管理などの理由により所在地に指定ができない場合や、指定をするための条件がある場合があります。必ず事前にご相談ください。

⑤ 構成員の資格に関する事項

- 区域に住所を有するすべての個人が「地縁による団体」の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めなければなりません。

⑥ 代表者の資格に関する事項

- 代表者は、必ず 1 人置いてください。（地方自治法第 260 条の 5 から第 260 条の 10）
- 代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について定めてください。（地方自治法第 260 条の 6 から第 260 条の 10）

⑦ 会議に関する事項

- 総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等を定めてください。
- 原則として構成員の表決権は平等です。（地方自治法第 260 条の 13 から第 260 条の 19）

⑧ 資産に関する事項

- 資産の構成及び取得、処分等の管理方法等について定めてください。
 ※ここでの「資産」とは積極資産をいい、負債は含みません。また、不動産（土地及び建物に関する所有権のほか登録が必要となる資産）だけでなく動産（備品、預貯金、株式などその他の資産）も含みます。なお、資産がない場合も規定は必要です。

4　認可手続について

(1)　認可手続の流れ

事前相談

⇕

・　申請できるかどうか、手続はどのようにするのかなどについて、事前に各区役所の総務企画課にご相談ください。

地域内での話し合い

⇩

・　申請を行うかどうかを、役員さんを中心に話し合ってください。

申請書類・現行規約の確認

⇩

・　申請を行うことを総会で決議する前に、各区役所の総務企画課で書類の確認を行ってください。（申請書類や規約の規定内容等に不備があった場合、再度総会を開催する必要が生じてしまうことがあります。）
・　当該団体の現行の規約に、総会の招集手続き等の定めが整備されていないときは、議決を行う前に当該規約を整備する必要があります。

総　　会

・　申請を行うことを、当該団体の現行の規約に則った正式な総会で決議してください。

⇩

・　総会では、申請を行うことのほか、認可を受けるのに必要な事項（５に掲げる７項目　６頁～７頁）も同時に決議してください。

申　　請

・　申請には次の書類が必要です。
①　認可申請書
②　規　約
③　認可を申請することについて総会で決議したことを証する書類（総会議事録の写し　２２頁参照）
④　構成員の名簿

⇩

⑤　活動状況を示す書類
⑥　申請者が代表者であることを証する書類
⑦　区域を示した地図

受　　理

⇩

審　　査

・　認可の４つの要件を満たしているか、審査を行います。

⇩

認可・告示

・　要件を満たしていれば認可をするとともに、告示を行います。
これにより、地縁による団体が法人格を持つことになります。

５　申　　請

「地縁による団体」の代表者が、申請書に次の書類を添えて各区役所の総務企画課へ提出してください。【地方自治法施行規則第１８条】

(1)　申請書

様式が定められていますので、それに従ってください。

(2)　申請書に添付する書類

①　規　　約

・　規約には、認可要件(4)に述べた８項目が必ず定められていることが必要です。
その他認可要件(4)を参照してください。

②　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

・　認可申請について議決した総会議事録で議長及び議事録署名人の署名押印したものの写しが必要です。

※　議事録については、２２頁【作成例】を参考にしてください。

③　構成員の名簿

・　構成員の名簿は、各構成員個人単位で氏名、住所を記載したものです。
・　世帯単位ではなく、個人の名簿が必要です。
・　構成員の総数は必ず記載してください。

※　名簿については、２４頁【作成例】を参考にしてください。また、名簿には、必ず会員数を記載してください。

④　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

・　前年度の事業報告書、当該年度の計画書、前年度の決算書、当該年度の予算書がこれらの書類にあたります。ただし、ただ単に地域的な活動を行うという内容だけでは、計画書とはいえませんので、ある程度具体的な内容が必要です。

⑤　申請者が代表者であることを証する書類

・　申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録（議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの）の写しと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書（申請者本人の署名・押印のあるもの）の写しが必要です。

⑥　区域を示した地図

・　区域がはっきり分かるよう、地図に区域を示したものを提出してください。

6　認　　可

・　市長は、申請された書類を審査し、要件が満たされていれば認可することとなります。

【地方自治法第２６０条の２第５項】

7　告　　示

・　認可後、市長は速やかに告示します。
・　この告示がなければ第三者に対抗できません。
・　この告示は法人登記に代わるものです。

【地方自治法第２６０条の２第１０項】
【地方自治法施行規則第１９条】

【告示事項】
①名称　②規約に定める目的　③区域　④事務所　⑤代表者の氏名　⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）　⑦代理人の有無（代理人ある場合は、その氏名）
⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由　⑨認可年月日
※　令和 8 年 10 月 1 日以降、個人情報保護の観点から、代表者、職務代行者及び代理人の住所は告示事項から除外され、告示では代表者の住所は非表示と記載されます。

8　台　　帳

・　告示と同時に、団体の台帳を作成します。
・　台帳は、法人登記制度でいう法人登記簿、商業登記簿に代わるものとして作成するものであり、永久保存され、この台帳の写しを証明書として交付します。
・　不動産の登記にあたっては、この証明書が必要となります。

Ⅱ　認可後の地縁団体

1　印鑑登録申請

・　認可地縁団体の印鑑を公に証明するものです。

・　原則、代表者のみが申請可能となります。

（必要書類等）

① 認可地縁団体印鑑登録申請書（３３頁参照）

② 登録をする団体の印鑑

③ 代表者個人の実印

④ 代表者個人の印鑑証明書

※代理人が申請できるのは、告示事項で、代表者等の代理人として告示が行われている認可地縁団体に限ります。

2　認可地縁団体証明書の交付

・　誰でも、市長に対して証明書の交付を請求することができます。

※　令和 8 年 10 月 1 日以降､認可地縁団体証明書の基礎となる認可地縁団体台帳の写しについては、代表者、職務代行者、代理人及び清算人の住所は表示されません。ただし、本人から住所表示の申出があった場合等、市長が必要と認める場合は、この限りではありません。

（必要書類等）

① 認可地縁団体証明書交付請求書（３４頁参照）

② 1 通 300 円の手数料

※郵便によっても証明書の送付を求めることができます。この場合、相当額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【地方自治法第２６０条の２第１２項】
【地方自治法施行規則第２１条】

3　認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

・　不動産登記などの申請において、印鑑登録証明書の提出が必要な場合がありますので、必要に応じて交付請求を行ってください。

・　原則、代表者のみが申請可能となります。

（必要書類等）

① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付請求書（３５頁参照）

② 登録している団体の印鑑

③ 1 通 300 円の手数料

※代理人が申請できるのは、告示事項で、代表者等の代理人として告示が行われている認可地縁団体に限ります。

4　告示事項の変更

・　告示された事項に変更があった場合は、変更の届出が必要となります。変更する内容については告示を行い、同時に台帳の記載事項も変更します。

（告示事項は、７頁の７を参照してください。）

（必要書類）

① 告示事項変更届出書（３２頁参照）

② 変更があったことを証する書類（議事録）

③ 就任承諾書（※代表者変更の場合）

【地方自治法第２６０条の２第１１項】

【地方自治法施行規則第２０条】

５　規約の変更

・　規約を変更する場合は、規約変更認可申請書を提出し、市長の認可を得なければなりません。
・　規約に別段の定めがある場合を除き、総構成員の４分の３以上の同意を得て変更することができます。
・　規約の変更が告示事項の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後、次に告示事項の変更の届出が必要です。

（必要書類）

① 規約変更認可申請書（３１頁参照）
② 規約変更の内容及び理由を記載した書類（新旧対照表、新規約案及び現行規約など）
③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した総会の議事録の写し）

【地方自治法第２６０条の３】
【地方自治法施行規則第２２条】

６　認可の取消し及び解散

・　取消し

「地縁による団体」が、認可要件のいずれかを欠いた場合、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

・　解　散

次に掲げる事由によって解散します。

① 規約に定める解散事由の発生
② 破産
③ 認可の取消し
④ 規約に別段の定めある場合を除き、総構成員の４分の３以上の承諾のある総会の決議
⑤ 構成員の欠亡

・　解散には民法の規定が準用されます。その場合は、遅滞なく市長にその旨を届け出てください。
・　解散した場合や清算結了の場合には、告示されます。

７　認可団体の事務

・　通常総会の開催

少なくとも年に１回通常総会を開く必要があります。

・　財産目録・構成員名簿

認可地縁団体設立時及び毎年初め３箇月以内（ただし、事業年度を設けるものは、その年度の終了後３箇月以内）に、財産目録（保有資産、流動資産等）を作成し、常に事務所に備え置くことが必要です。又、構成員名簿も備え置き、構成員に変更があったときは、訂正することが必要です。

※R3.11.26 から認可申請時の保有（予定）資産目録の提出は不要となりましたが、資産を持っている団体については、引き続き財産目録の作成及び適正な管理が必要となります。

８　留意点

- 認可は、「地縁による団体」を公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものではありません。
- 認可を受けた「地縁による団体」は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。
- 認可を受けた「地縁による団体」は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはなりません。
- 認可を受けた「地縁による団体」は、特定の政党のために利用してはなりません。ただし、構成員各個人の政治活動を制限するものではありません。
- 市には、認可を受けた「地縁による団体」に対して、一般的監督権限を有しません。認可の前後で自治会・町内会との関係が変わるものではありません。
- 法人税法、その他法人税に関する法令の規定の適用については、公益法人とみなされます。詳細は関係機関にお問い合わせください。（４６頁参照）
- 認可を受けた「地縁による団体」は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動を行う場合においても、規約に定める目的を達成するために必要な範囲内に限定しなければなりません。この場合収益事業に対し、法人税等の課税関係が生じます。

Ⅲ　申請関係書類作成要領

申請書の種類や概要は、Ⅰで説明したとおりですがここでは、具体的な作成書類及び規約等の作成例を掲載しております。
規約はあくまでも一つの例示ですが、★の付いた８項目（地方自治法第 260 条の 2 第 3 項 1～8 関係）及び☆の付いた項目は、必ず定めてください。また、解説部分についても確認のうえ作成ください。

○　作 成 書 類

１　規　　約（作成例）　・・・・・・　１２ページ

２　議　事　録（作成例）　・・・・・・　２１ページ

３　構成員名簿（作成例）　・・・・・・　２３ページ

４　就任承諾書（作成例）　・・・・・・　２４ページ

５　申　請　書　・・・・・・　２５ページ

６　規約変更認可申請書　・・・・・・　２６ページ

７　告示事項変更届出書　・・・・・・　２７ページ

８　認可地縁団体印鑑登録申請書　・・・・・・　２８ページ

９　認可地縁団体印鑑登録証明書交付請求書・・・・・　２９ページ

１０　認可地縁団体証明書交付請求書　・・・・・・　３０ページ

【作成例】

会　則　本　文	解　　説
○○自治会規約	・「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。
第１章 総　則	
（目的及び事業） 第１条　本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)　会員相互の連絡と親睦を図ること。 (2)　区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。 (3)　集会施設その他の財産の維持管理に関すること。 (4)　福利、厚生に関すること。 (5)　交通安全、防犯、防火等に関すること。 (6)　その他目的達成に必要なこと。	（目的及び事業） ★**「目的」は記載必要事項。** ・「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ・スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。 ・この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。
（名　称） 第２条　本会は、○○自治会と称する。	（名　称） ★**「名称」は記載必要事項。** ・地方自治法上では、特別の制限はありませんが、他の法律に抵触しないか注意してください。
（区　域） 第３条　本会の区域は、熊本市○○区○○町△△番□□号から熊本市○○区○○町△△番□□号までの区域とする。	（区　域） ★**「区域」は記載必要事項。** ・団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められている必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示（○○町○○丁目のうち県道□□号線の北の区域）も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。
（主たる事務所の所在地） 第４条　本会の事務所は、熊本市○○区○○町△△番□□号に置く。	（主たる事務所の所在地） ★**「主たる事務所の所在地」は記載必要事項。** ・事務所の所在地が、その地縁による団体の住所となります。 ・事務所の所在地は、代表者の自宅、集会所に置くのが一般的ですが、団体の唯一の住所として団体内部の連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。 ・住居表示又は地番及び家屋番号によって定める方法のほかに、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く」という定め方も可能です。

第２章 会　員

（会員の資格）

第５条 本会は、第３条に定める区域内に住所を有する個人が全て会員となることができる。

２　本会は、正当な理由がない限り、前項に定める個人の加入を拒んではならない。

３　第３条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

（入退会）

第６条 本会に入会しようとする者は、入会届を、退会しようとする者は、退会届を会長あてに提出しなければならない。

２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)　住所を区域外に移したとき。

(2)　死亡したとき。

第３章　役　員

（役　員）

第７条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　１人
(2) 副会長　　○人
(3) 理事　　○人
(4) 会計　　○人
(5) 班長　　○人
(6) 監事　　○人

（役員の職務）

第８条　会長は会務を統括し、会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、会長の命を受けて会務を分担し、会員名簿その他の必要書類を作成する。

４　会計は、会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。

５　班長は、班員と役員会との連絡にあたる。

（会員の資格）

★「構成員の資格に関する事項」は記載必要事項。

・区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。

・区域外の者は、会員にはなれません。

・自然人たる個人を基礎とするものであるため、世帯を会員とすることはできません。

・法人や組合等の団体は構成員とはなれませんが、区域に住所を有する法人、組合等を賛助会員とすることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。

（入退会）

☆加入（退会）の手続事項を定めてください。

・加入（退会）手続は、加入（退会）希望者の加入（退会）の意志が団体として確認できるものにとどめ、加入（退会）に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められません。

・入会（退会）届の提出を求める場合は、役員会又は会の細則で様式を規定してください。

（役　員）

★「代表者に関する事項」は記載必要事項。

・代表者は、必ず 1 人置いてください。
（地方自治法第260条の5から第260条の10）

・第8条第２項の関連で、副会長を置くことが必要です。

・監事は、規約又は総会の決議で１人又は複数人置くことが適当です。
（地方自治法第 260 条の 11 及第 260 条の 12）

（役員の職務）

・法律上団体の代表権は代表者（会長）1 人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使できなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくのが適当です。

・ただし、副会長による会長の事務の代行は、法律行為に及び得ないので、直ちに後任の会長を選出しなければなりません。

・なお、条文第２項中のあらかじめ指定した順序とあるのは、副会長が複数のときを想定したものです。

・理事、会計、班長等の職務についても明らかにしておくことが適当です。

6　監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 本会の会計及び財産の状況を監査すること。 (2) 本会の事務の執行状況を監査すること。 (3) 会計及び財産の状況又は事務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要と認めるときは、総会の招集を請求すること。	
（役員の任期） 第９条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。	（役員の任期） ・役員の任期は、法律上特に規定はありませんが、数ケ月といった短いものでは事務執行の一貫性の確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。
３　役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	・事務執行上支障ないよう左記第９条第３項の規定を定めておくことが望まれます。
（役員の選任） 第 10 条　役員は、総会において選任する。	（役員の選任） ・役員の選任は総会において行うことが必要です。 ・役員の解任手続を定める場合には、個別に総会議決を要する等の具体的手続を規約に定めておくことが適当です。
２　監事は、その他の役員と兼任することはできない。	・監事は、会務の執行を監査する職務上、会長、副会長その他の役員との兼務を避ける必要があります。
第４章　総　会	★「会議に関する事項」は記載必要事項。 ・通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等を定めてください。 （地方自治法第 260 条の 13 から第 260 条の 17）
（種　別） 第 11 条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。	
（構　成） 第 12 条　総会は、会員をもって構成する。	
（機　能） 第 13 条　総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。 (1) 事業計画、活動報告に関する事項 (2) 予算、決算に関する事項 (3) 資産に関する事項 (4) 規約の改定に関する事項 (5) 会費の改定に関する事項 (6) 役員の選任及び解任に関する事項 (7) その他本会の運営に関する重要事項	（機　能） ・総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。 ・なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。

（開　催） 第 14 条　通常総会は、毎年○月に開催する。	（開　催） **☆左記第１４条第２項第１～３号は記載必要事項。** ・通常総会は、少なくとも年１回開催する必要があります。 （地方自治法第 260 条の 13） ・通常総会の開催時期は、年度終了後３ケ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告書、決算書を作成し、その承認を行うために、年度終了後３ケ月以内に開催する必要があります。 （地方自治法第 260 条の 4） ・年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないため、第３２条第２項のように規定しておくことが適当です。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3) 第８条第６項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。	・左記第２項第２号の５分の１は規約によって変更できます。 ただし、会員の総会招集を求める権利の行使が困難となるような割合を設けることのないよう留意する必要があります。
（招　集） 第15条　総会は、会長が招集する。 ２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。 ３　総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。	（招　集） **☆左記第１５条は記載必要事項。** ・総会の招集は、少なくとも５日前までにその会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法で行わなければなりません。 （地方自治法第 260 条の 15）
（議　長） 第 16 条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。	（議　長） ・総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ・会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。
（定足数） 第 17 条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。	（定足数） ・法律上定足数の定めはありませんが、左記のように規定しておくことが適当と考えられます。 ・定足数には、第 20 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

（議　決） 第 18 条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	（議　決） ・法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。 ・議決数には、第 20 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。 ・「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の３分の２（４分の３）以上の賛成を要することとするような定めがあるものを指します。 ・「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。
（表決権） 第 19 条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。	（表決権） ・会員から表決権を奪うような定めはできません。 ・表決権は、会員１人１票を原則とします。（地方自治法第 260 条の 18） ・未成年者の表決権の行使については、民法の定めにより法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。
２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分を１とする。 (1)　●●● (2)　△△△	・第２項の規定は、前項の１人１票の原則の例外として、世帯全体で１票とするものです。 ・第２項の規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者１人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。 ・どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。又、役員の選任等もこれに該当させることは適当とは考えられません。
（書面表決等） 第 20 条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。	（書面表決等） ・総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるため、この規定を置くことが適当です。 ・電磁的方法による表決を行う場合は、規約の規定又は総会の決議が必要であるため、このように規定することが適当と考えられます。
２　前項の場合における第１７条及び第１８条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。	・書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員を、定足数の規定、議決の規定に要する会員数に含める必要があります。（地方自治法第 260 条の 18）

（総会の議事録） 第 21 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む） (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 (6) ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。	（総会の議事録） ・会議が有効に成立し有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。 ・議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。 ☆左記第２１条第２項は記載必要事項。
第５章　役員会	
（構　成） 第 22 条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。	（構　成） ・団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。 ・監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。「監事を除く役員で構成する」または、「監事は役員会に出席できるが表決権を有さない」などの規定が必要です。
（機　能） 第 23 条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	
（招　集） 第 24 条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 ２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。 ３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。	
（議　長） 第 25 条　役員会の議長は、会長がこれにあたる。	
（定足数等） 第 26 条　役員会には、第１７条、第１８条、第２０条及び第２１条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。	

第６章　資産及び会計 **（資産の構成）** **第 27 条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。** **(1) 別に定める財産目録記載の資産** **(2) 会費** **(3) 活動に伴う収入** **(4) 資産から生ずる果実** **(5) その他の収入**	**★「資産に関する事項」は記載必要事項。** **資産の構成及び取得処分等の管理方法等を定めてください。** **・資産の構成は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能です。（負債は含みません。）** **・財産目録は、設立時及び毎年（年度）始め 3 カ月以内に作成しなければなりません。** **（地方自治法第 260 条の 4）**
（会　費） **第 28 条　会費は、総会において別に定める金額を徴収する。**	**（会　費）** **・会費は、構成員にとっても地縁による団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、第 35 条に規定する総会の議決が必要となります。** **・賛助会員を有する場合は、第 2 項として、「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。**
（資産の管理） **第 29 条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。**	**（資産の管理）** **・資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。**
（資産の処分） **第 30 条　本会の資産で第２７条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の４分の３以上の議決を要する。**	**（資産の処分）** **・団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（４分の３以上の議決）により行うことが適当と考えられます。**
（経費の支弁） **第 31 条　本会の経費は、資産をもって支弁する。**	**（経費の支弁）** **・日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。**

（事業計画及び予算） 第 32 条　本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。 ２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 ３　前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。	（事業計画及び予算） ・事業計画・事業報告及び収支予算・決算は、地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の決議を経て定め、また、承認を受ける必要があります。 ・財産目録は、年度の定め方如何にかかわらず年度終了後３ケ月以内に作成しなければならないこととされています。 （地方自治法第 260 条の 4） したがって、事業報告や収支決算も年度終了後３ケ月以内に総会で承認を得る必要があります。
（事業報告及び決算） 第 33 条　本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３ケ月以内に総会の承認を受けなければならない。	・ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年２回行う必要となりますが、通常総会は、年度終了後３ケ月以内に１回行うのが通例です。 したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び収支予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び収支予算がないことになりますので、そのような不都合が生じないよう、第 32 条第 2 項、第 3 項のように規定しておくことが、実務上適当です。
（会計年度） 第 34 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。	（会計年度） ・会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、４月１日から翌年３月３１日まで、１月１日から１２月３１日までとする例が多いと思われます。
第７章　規約の変更及び解散	
（規約の変更） 第 35 条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、熊本市長の認可を受けなければ変更することはできない。	（規約の変更） ・規約の変更は、総会の専決事項となっております。したがって、役員等の規定により変更する旨の規定はできません。 （地方自治法第 260 条の 3 第 1 項） ・規約の変更は、市長の認可事項です。 ・総会議決数の「４分の３」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。
（解　散） 第 36 条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。 ２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承認を得なければならない。	（解　散） ・解散事由は次のとおり ア　破産 イ　認可の取消 ウ　会員の欠亡 エ　総会員の４分の３以上の同意による総会の決議 ・アからウまでの事由により団体は当然に解散することとなります。 ・エについては、総会の専権事項であり、議決数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。 ・なお、ア～エの他に特別な解散事由を定めることもできます。 （地方自治法第 260 条の 20 及第 260 条の 21）

（残余財産の処分） 第 37 条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	（残余財産の処分） ・左記のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄付したり、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。したがって、認可地縁団体と類似の目的を有する団体に帰属させることが適当です。 （地方自治法第 260 条の 31） ・残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員の「４分の３」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。
第８章　雑　則	
（備付け帳簿及び書類） 第 38 条　本会の事務所には、帳簿及び書類を備え置く。 (1) 規約 (2) 会員名簿 (3) 役員名簿 (4) 認可及び登記等に関する書類 (5) 総会及び役員会の議事録 (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類 (7) 財産目録等資産の状況を示す書類 (8) その他必要な帳簿及び書類 ２　前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障がない限り、閲覧することができる。	
（委　任） 第 39 条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て○○が別に定める。	（委　任） ・規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任する事項について総会の議決を経る必要があります。 ・なお、細則としては、「弔慰金規定」や「旅費規定」などが挙げられます。
附　則 １　この規約は、　○年○月○日から施行する。	・規約の変更は、市長の認可を要します。 その際は、例えば「改正後の規約は、市長の認可を受けた日から施行する。」となります。
２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３２条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 ３　本会の設立初年度の会計年度は、第３４条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。	・年度中途に設立認可を予定する場合は、事業年度及び会計年度が変則となるため、附則に定めることが適当です。

【作成例】

総会議事録（例）

1　開催日時　　○年○月○日　午前（午後）○時○分
2　開催場所
3　会員総数　　名
4　定 足 数　　名
5　出席者数　　名（委任状及び表決書面の提出による出席者　　名を含む）
　　（欠 席 者 数　　名）
6　議　事
(1)　議長選任の件
　定刻にいたり、本日の総会は定数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって○○を議長に選任した。
(2)　地方自治法第２６０条の２の「地縁による団体」の認可の件
　議長は、本会が地方自治法第２６０条の２に定める認可地縁団体になるための認可申請を行うことになった経緯について、担当役員に報告させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。
(3)　規約に関する件
　議長は、規約改正について、担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なく原案どおり可決し、承認した。なお、従前の規約は、これにより廃止された。
(4)　会員に関する件
　議長は、会員名簿により、本会の　　○年○月○日現在の会員総数　　名であることを担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。
(5)　代表者の決定に関する件
　議長は、○○○○を地方自治法第２６０条の２第２項に定める「地縁による団体の代表者」として選任することについて、担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。
(6)　認可後の事務所の所在地に関する件
（事務所の所在地を会長宅以外の集会所等に置く場合）
①△△運営委員会は法人格を有しない団体のため、○○集会所の土地（建物）を登記し、管理していくことが難しい状況にある。しかし、今後も地域の集会施設として維持管理し、使用していくためには登記手続きが不可欠である。そのため、当該集会所の土地（建物）を本会の団体名義で登記し、管理していく必要が生じた。
②主たる事務所の所在地は本会の住所として扱われることとなるが、登記の事務手続き等の煩雑さを軽減させるため、当該所在地は地域活動の拠点として使用している施設に置くことが望ましい。そのため、本会内部の連絡や会合等のため、日頃より活動の拠点として利用している当該集会所に所在地を置くこととした。（当該施設に事務所の所在地を置くことになった経緯・理由を詳しく記載する）
③○○集会所に所在地を置くことについては、○○集会所の△△運営委員会との協議の上、○月○日実施の総会（役員会）にて承諾を得ている。
　議長は、当該所在地に関して、①～③のように担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。
(7)　資産に関する件
　議長は、本会が保有する資産の状況について、担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。

【改正理由】
令和 3 年 11 月 26 日の制度改正により、
認可地縁団体の認可目的から「不動産保有」が削除、認可申請時の「保有資産目録・保有予定資産目録」の提出が不要

(8)　事業計画、収支予算及び会計年度に関する件

議長は、本会の○○年度事業計画及び収支予算について、担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。また、認可後の初年度の会計年度は、○○年4月1日（または認可日）に始まり翌年3月31日に終わる。なお、同初年度の事業計画、予算については、当該総会において決定したところによる。このことについて説明し、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。

(9)　認可申請に関する提出書類に関する件

ⅰ）良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類について

本会の具体的な活動内容が分かる書類として、前年度の事業活動報告書を提出する。

ⅱ）本会の区域について

本会の区域は、熊本市○○区○○町△△番□□号から熊本市○○区○○町△△番□□号までであるため、当該範囲を地図に示したものを提出する。

議長は、認可申請に関する提出書類に関して、ⅰ）～ⅱ）のように担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。

(10)　議事録署名人に関する件

議長は、本会議の議事録署名人として、○○○○と○○○○を選任することについて、担当役員に説明させ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。

以上の議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名押印する。

○年○月○日

議　　長　　○○○○　　印
議事録署名人　　○○○○　　印
議事録署名人　　○○○○　　印

＊　上記議事録記載例は、臨時総会で認可申請について決議する際の記載事項の一例です。
通常総会などで他の議題がある場合は、その議事内容も記載してください。

＊　(7)ついては、動産・不動産に関わらず、資産を持っている団体は議決が必要です。

【作成例】　　＊ 最後のページには、会員数の累計も記載してください

○○自治会構成員名簿（例）

【会員数　　名】

氏　　名	住　　所

＊ 構成員名簿の通し番号を記載してください

【作成例】

就 任 承 諾 書（ 例 ）

私は、地方自治法第２６０条の２第２項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、　　年　月　日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿会の代表者になることを承諾します。

年　　月　　日

住　　所　　熊本市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

年　　月　　日

熊本市長　大西　一史　　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
（名　称）
（所在地）

代表者の氏名及び住所
（氏　名）
（住　所）

認　　可　　申　　請　　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（ 別 添 書 類 ）

１　規　　約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

年　　月　　日

熊本市長　大西　一史　　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の
所在地
（名　称）
（所在地）

代表者の氏名及び住所
（氏　名）
（住　所）

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（ 別 添 書 類 ）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

年　　月　　日

熊本市長　大西　一史　　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の
所在地
（名　称）
（所在地）

代表者の氏名及び住所
（氏　名）
（住　所）

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

認可地縁団体印鑑登録申請書

熊本市長(宛)　　年　月　日

登録しようとする認可地縁団体印鑑			
	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	(資　格) 氏　　名	(　　)	印
	生年月日	年　月　日	
	住　　所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　□本　人　　住所

□代理人　　氏名

(注意事項)

1　この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

3　(資格)氏名欄の氏名の次に押印する印鑑は、当市において登録されている代表者等の個人の印鑑を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)

4　(資格)氏名欄の(　　)には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

熊本市長(宛)　　年　月　日

登録されている認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(資格) 氏　名	(　　)	生年月日	年　月　日
住　所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書＿＿＿＿枚の交付を申請します。

申請者　□本　人　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□代理人　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(注意事項)

1　この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2　(資格)氏名欄の(　　)には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第３号（第６条関係）

認可地縁団体証明書交付請求書

年　　月　　日

熊本市長　　（宛）

請求者の氏名及び住所

氏　名

住　　所

代表者住所の表示（いずれかに○）

希望する　　希望しない

地方自治法第２６０条の２第１２項の規定により下記の地縁による団体に係る、同条第１０項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

認可地縁団体名称	
認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	熊本市

必要通数	通

Ⅳ　参　考　資　料

参　考　法　令

1　地方自治法、同法施行規則

【地方自治法第２６０条の２】

１　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

２　前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

地方自治法施行規則第１８条

地方自治法第２６０条の２第２項に規定する申請は、同条第１項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

(1)　規約

(2)　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

(3)　構成員の名簿

(4)　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

(5)　申請者が代表者であることを証する書類

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

地方自治法施行規則第１８条の三

市町村長は、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つたときは、認可地縁団体ごとに、次に掲げる事項を記載した台帳を作成するものとする。

一　名称

二　規約に定める目的

三　区域

四　主たる事務所の所在地

五　代表者の氏名及び住所

六　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

七　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

八　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

九　認可年月日

十　台帳を起こした年月日

地方自治法施行規則第１９条

地方自治法第２６０条の２第１０項（土地改良法第七十六条の十三第四項及び森林組合法第１００条の２２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、前条第一項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

(1)　地方自治法第２６０条の２第１項の認可を行った場合

イ　名称
ロ　規約に定める目的
ハ　区域
ニ　主たる事務所
ホ　代表者の氏名
ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ　認可年月日

(2)　土地改良法第７６条の１３第３項の通知があった場合

イ　名称
ロ　規約に定める目的
ハ　区域
ニ　主たる事務所
ホ　代表者の氏名
ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ　認可年月日

(3)　森林組合法第１００条の２２第３項の通知があった場合

イ　名称
ロ　規約に定める目的
ハ　区域
ニ　主たる事務所
ホ　代表者の氏名
ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ　森林組合法第１００条の２０第２項第７号の日又は同法第１００条の２２第１項の認可を受けた日のいずれか遅い日

（4）解散した場合（破産による場合を除く。）

イ　名称
ロ　区域
ハ　主たる事務所
ニ　清算人の氏名
ホ　解散事由
ヘ　解散年月日

（5）清算結了の場合

イ　名称
ロ　区域
ハ　主たる事務所

ニ　清算人の氏名及び住所
ホ　清算結了年月日
（6）前２号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合　告示した事項のうち変更があった事項に係る前条第１項各号に掲げる事項。
２　前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。
３　市町村長は、第１項の告示を行つたときは、前条第１項第１号から第７号まで及び第４項各号に掲げる事項並びに同条第５項の事項の告示年月日を同条第１項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第１項第１号から第４号まで、同条第４項第２号及び第３号並びに第５項においては、この条第１項第１号の告示を行つた場合を除くものとする。

地方自治法施行規則第２０条
　地方自治法第２６０条の２第１１項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。
２　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。
３　地方自治法第２６０条の２第１１項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第１８条の３第１項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。
一　名称に変更があつた場合　名称の変更に伴う規約変更の認可年月日
二　主たる事務所の所在地に変更があつた場合
イ　規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日
ロ　規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日
ハ　行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日
三　代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があつた場合
イ　変更の原因
ロ　当該原因が発生した年月日
四　規約に定める目的を変更した場合　目的の変更に伴う規約変更の

１２　何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第１０項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

地方自治法施行規則第２１条
　地方自治法第２６０条の２第１２項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。
２　市町村長は、第１９条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。
３　前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

１３　認可地縁団体は、第１０項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

１４　市町村長は、認可地縁団体が第２項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第１項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

１５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第４条及び第７８条の規定は、認可地縁団体に準用する。

１６　認可地縁団体は、法人税法（昭和４０年法律第３４号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第２条第６号に規定する公益法人等とみなす。（以下「略」）

１７　認可地縁団体は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第３に掲げる法人とみなす。

【地方自治法第２６０条の３：規約の変更】

　認可地縁団体の規約は、総構成員の４分の３以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
２　前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

地方自治法施行規則第２２条

　地方自治法第２６０条の３第２項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。
２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

【地方自治法第２６０条の４：財産目録・構成員名簿】

　認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年１月から３月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
２　認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

【地方自治法第２６０条の５：代表者】

　認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

【地方自治法第２６０条の６：代表者の代表権】

　認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

【地方自治法第２６０条の７：代表権の制限】

　認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

【地方自治法第２６０条の８：代表権の委任】

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

【地方自治法第２６０条の９：仮代表者】

認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

【地方自治法第２６０条の１０：特別代理人】

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

【地方自治法第２６０条の１１：監事】

認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

【地方自治法第２６０条の１２：監事の職務権限】

認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

【地方自治法第２６０条の１３：通常総会】

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開かなければならない。

【地方自治法第２６０条の１４：臨時総会】

認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

２　総構成員の５分の１以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の５分の１の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

【地方自治法第２６０条の１５：総会の招集手続】

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも５日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

【地方自治法第２６０条の１６：総会の権限】

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

【地方自治法第２６０条の１７：総会の決議事項】

認可地縁団体の総会においては、第２６０条の１５の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

【地方自治法第２６０条の１８：構成員の表決権】

認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

２　認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決することができる。

３　前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。）により表決することができる。

４　前３項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

地方自治法施行規則第２２条の２

地方自治法第２６０条の１８第３項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2)　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

【地方自治法第２６０条の１９：構成員に表決権のない場合】

認可地縁団体と特定の構成員との関係について決議をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

【地方自治法第２６０条の２０：認可地縁団体の解散事由】

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

(1)　規約で定めた解散事由の発生
(2)　破産手続開始の決定
(3)　認可の取消し
(4)　総会の決議
(5)　構成員が欠けたこと。

【地方自治法第２６０条の２１：解散の決議】

　認可地縁団体は、総構成員の４分の３以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

【地方自治法第２６０条の２２：認可地縁団体の破産】

　認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

２　前項の規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

【地方自治法第２６０条の２３：清算認可地縁団体】

　解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

【地方自治法第２６０条の２４：清算人】

　認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

【地方自治法第２６０条の２５：裁判所による清算人の選任】

　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

【地方自治法第２６０条の２６：裁判所による清算人の解任】

　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

【地方自治法第２６０条の２７：清算人の職務権限】

　認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

(1)　現務の結了

(2)　債権の取立て及び債務の弁済

(3)　残余財産の引渡し

２　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

【地方自治法第２６０条の２８：債権申出の公告】

　認可地縁団体の清算人は、その就職の日から２箇月以内に、少なくとも３回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、２箇月を下ることができない。
２　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
３　認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
４　第１項の公告は、官報に掲載してする。

【地方自治法第２６０条の２９：期間後の債権申出】

　前条第１項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求することができる。

【地方自治法第２６０条の３０：清算認可地縁団体の破産】

　清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。
２　清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
３　前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
４　第１項の規定による公告は、官報に掲載してする。

【地方自治法第２６０条の３１：残余財産の帰属】

　解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。
２　規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
３　前２項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

【地方自治法第２６０条の３２：解散・清算の監督】

　認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
２　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

【地方自治法第２６０条の３３：清算結了の届出】

　認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【地方自治法第２６０条の３４：仮代表者・特別代理人の選任、認可地縁団体の解散・清算の管轄】

認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
(2) 解散及び清算の監督に関する事件
(3) 清算人に関する事件

【地方自治法第２６０条の３５：清算人の地位】

認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

【地方自治法第２６０条の３６：清算人、検査人の報酬】

裁判所は、第２６０条の２５の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

【地方自治法第２６０条の３７：検査人の選任】

裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

２　前２条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

【地方自治法第２６０条の４０：罰則】

次の各号のいずれかに該当する場合においては、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成２３年法律第５１号）により、５０万円以下の過料に処する。

(1) 第２６０条の２２第２項又は第２６０条の３０第１項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
(2) 第２６０条の２８第１項又は第２６０条の３０第１項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第４条　　一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第７８条　　一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

「地縁による団体」に係る税関係について

下記に挙げているものは、一般的な取扱いであることから、個別の取扱いについては所管課などに**必ず確認してください。**
また、下記以外にも課税する税がある場合がありますので、詳細についてはお近くの税務署など関係機関にお問い合わせください。

税　目		認可前の地縁による団体 税法上：人格なき社団		認可を受けた地縁による団体 税法上：みなし公益法人 ※認可地縁団体は税法上、公益法人等として取り扱われます。		所管部署
		収益事業がない場合	収益事業がある場合	収益事業がない場合	収益事業がある場合	
国税	不動産譲渡税	非課税				熊本西税務署 096-355-1181（代表） 管轄（中央区、西区、南区、北区） 熊本東税務署 096-369-5566（代表） 管轄（東区）
	不動産取得税	課税　（公益のために直接使用されるもの（公民館など）については、減免申請可能）				
	法人税	非課税	課税	非課税	課税	
	消費税	非課税	基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合などに課税（インボイス登録事業者を含む）あります。	非課税	年間売上が1,000万円を超える場合のみ、課税	
県税	不動産取得税	課税　（場合により減免あり）				熊本県　県央広域本部 課税第一課 096-333-3200（代表）
	法人県民税	均等割：非課税 法人税割：非課税	均等割：課税 法人税割：課税	均等割：課税（申請により減免可能） 法人税割：非課税	均等割：課税 法人税割：課税	
	法人事業税	非課税	課税	非課税	課税	
市税	法人市民税	均等割：非課税 法人税割：非課税	均等割：課税 法人税割：課税	均等割：課税（申請により減免可能） 法人税割：非課税	均等割：課税 法人税割：課税	熊本市 市民税課 （法人課税班） 096-328-2173
	固定資産税 （都市計画税）	課税　（公益のため直接使用されるもの（公民館など）については、減免申請可能）				熊本市　固定資産税課 096-328-2195

収益事業について
たとえ認可地縁団体であっても、その活動の一部が法人税法施行令第5条で規定する収益事業34業種（物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸・学力教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業、労働者派遣業）に該当する場合は、収益事業を行っているものとみなされます。

【例】地縁団体で所有している土地を駐車場として賃借料を得ている場合など
　　なお、自治会や子ども会などで行うバザーなどは物品販売業にはあたりません。